

## 前回委員会後に各委員から寄せられた意見の概要及び事務局対応案について

(君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書)

No.	項目	意見の概要	事務局対応案
1	【答申案審議に向けた 論点整理】 1 全般的事項	「(1) 地域特性」又は「(3) その他」に次の内容を追加すべき。 当該事業は、主に低地で発生すると考えられる廃棄物を、市民の居住地区や農地、水源地の中あるいは近傍を通して輸送し、それらの上流に位置する林地の斜面に埋め立てるといふ、低地に立地する埋立地とは大きく異なる特徴がある。懸念される環境影響には、このような立地に由来すると思われるものも多く、評価項目の選定と調査予測方法の検討にあたっては、このような特徴を慎重かつ十分に考慮する必要がある。	「(3) その他」に追加することとします。
2	【答申案審議に向けた 論点整理】 2 事業計画等 ⑦	土堰堤部分の上部遮水シートにより、埋立地の準好気性構造が損なわれる可能性があることから、維持管理上、十分な注意が必要である。	事業者に対する指導事項とします。
3	【答申案審議に向けた 論点整理】 3 環境影響評価の 項目	大気質に係る項目②（埋立機械の稼働に伴う自動車等の排出ガスによる大気質（窒素酸化物）への影響について、環境影響評価を行うべき）は、項目④（大気質（硫黄酸化物）を含め、選定しない項目については、その理由を具体的かつ分かりやすく示すべき）に集約し、窒素酸化物及び硫黄酸化物ともに、選択しない理由を根拠とともに分かりやすく説明することを求めればよい。	御意見のとおり集約し、事業者に対する指導事項とします。

No.	項目	意見の概要	事務局対応案
4	<p>【答申案審議に向けた論点整理】</p> <p>4 調査、予測及び評価の手法</p> <p>(7) 悪臭</p> <p>(15) 温室効果ガス等</p>	<p>貯水槽及び水処理施設から大気への各種物質の放出は、悪臭物質に限らず、埋立地に分散して存在する前駆物質を含む水を1箇所を集約、貯留、処理をするという性質上、埋立地自体とは発生・排出の特性が異なる。また、埋立、覆土の完了後も長期間運転が続けられる施設でもある。埋立地と一体としてオーバーオールで考えるのではなく、分けて検討すべきである。</p> <p>第3回委員会において、水処理施設からの一酸化二窒素の発生が指摘されたが、同様に、処理原水の溶存酸素濃度等の条件によっては、メタンや二酸化炭素の発生もあり得る。</p>	<p>悪臭及び温室効果ガスに関する事項として、それぞれ答申案に盛り込むこととします。</p>
5	<p>【方法書】</p> <p>水質等調査地点位置図</p>	<p>方法書に記載されている水質等調査地点図（図3-1-4.1、図6-2.1(1)及び図6-2.1(2)）については、地点番号を統一すべきである。</p>	<p>事業者に対する指導事項とします。</p>